

社会主義減価償却の研究

森

章

社会主義減価償却の研究

森

章

I

周知のように、1955年から1963年にかけてソビエトにおいては、大規模な減価償却論争が展開された。この論争を通じて1930年代に確立されたといわれるソビエト減価償却の理論・制度・政策についてのこれまでの定説は改めて全面的に検討されるにいたった。そして論争の過程では、「減価償却の本質、固定フォンドの拡大再生産過程におけるその役割、道徳的磨滅を償却率で計算する方法、固定フォンドのグループ化の原理と差別化の程度、労働手段の耐用年数、大修繕と近代化の費用額と償却率の決定方法、減価償却計算のための棚卸し対象物の内容などの減価償却の重要な諸問題が広範な審議をうけた」のである。その結果、固定フォンドの統一再評価の実施ならびに固定フォンドの新しい分類の確立を経て、論争の成果に立脚して作成された新減価償却率が制定され、この新しい償却率は1963年1月1日からソビエト国民経済部門に適用されることとなった。新減価償却率の作成によってここに論争は一応の終了をみた。

減価償却論争が終結されようとしていた頃、いまひとつの論争が発生した。それは1962年9月9日付の「プラウダ」に発表されたリーベルマン論文を発端とするところの一般に「利潤論争」とよばれている論争である。この論争は理論的に十分な決着をみたとはいえないまでも、その後のソビエトでは、ソ連邦共産党中央委員会9月総会（1965年）の「工業管理と計画化の改善、工業生産の経済的刺激的の強化について」なる決議によって、いわゆる利潤方式による「新経済制度」は実施にふみきられた。現在では、「新経済制度」へ移行しつつある企業数は増加しつつあり、さらに「新経済制度」への移行のための諸法規も法制化されたり、卸売価格の2度にわたる改訂も実施され、新経済制度はいまや次第にソビエト経済のなかで確立しつつあるといわれる。

では、この「利潤論争」と減価償却論争とは一体どのような相互関連をもっていたのであろうか。2つの論争は、当然のことながら内容的・本質的には理論上密接なつながりがあったが、表面的・現象的には実践上関連なく、それぞれの独自の課題にたいして諸論者の各グループによって論議がすすめられていったのである。このため、「新経済制度」への移行にさいして減価償却の制度に部分的な変更を実践上くわえるということになってきている。そればかりでなく、減価償却論争を通じて十分討論されて作成されたばかりの1963年の新償却率は、「新経済制度」のもとではすでに適切でなくなったという意見や実行されたばかりの固定フォンドの再評価もいまふたたび実施する必要があるといった意見が最近では存在している。

そこで本稿では、まず「新経済制度」のもとでの減価償却制度がどのような変更をこうむつたかを

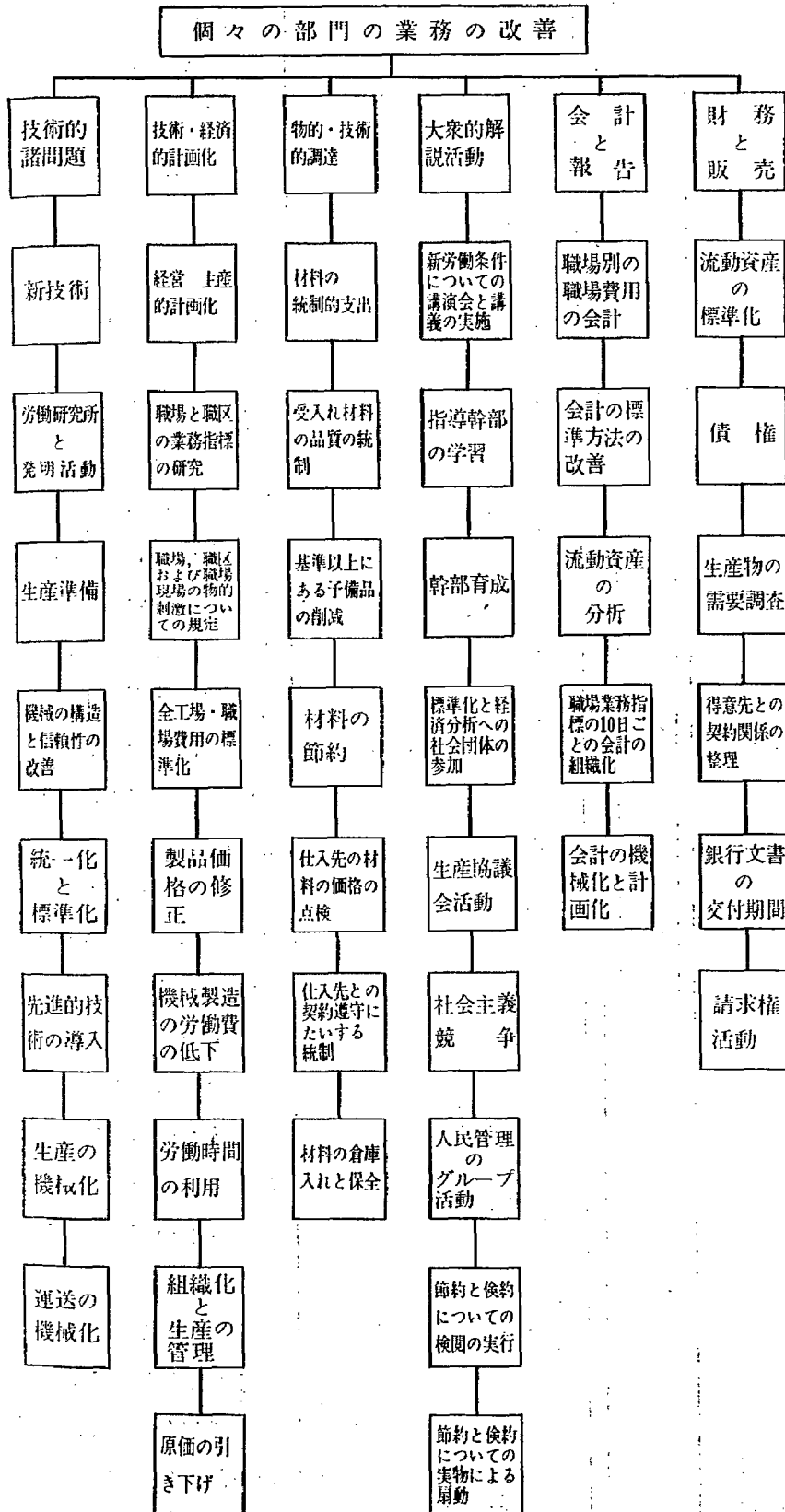
概観し、ついで「新経済制度」下のソビエト減価償却政策を解明し、あわせてそこに含まれている若干の問題点を指摘してみたいと思う。

- (1) А. Ефимов, Новые нормы амортизации основных Фондов. 《Вопросы экономики》 No. 19, 1959. стр. 5.
 なお、1950年代にはいつてから、1938年に決定された従来¹⁾の減価償却率は、「すでに古くなり、今日の生産技術水準と一致しなくなった。それは今日の技術的進歩の課題に応じた設備の近代化と更新のために必要な資金額を精算できなくなった。多くの部門においては、それは固定フォンドの物理的磨滅の補償さえ確保できない」(А. Ефимов, Там же, стр. 4.) というような状態になった。このため上記のような減価償却の重要な諸問題についてのこれまでにみられなかった広範な論争が展開されたのである。
- (2) これまでの1938年の償却率はつぎのような特長をもっていた。1) 償却率は機械設備の道徳的磨滅つまり陳腐化問題を全く無視して設定されていたこと。2) 固定フォンドは過去の取得時における各々の取得価値で評価され、その評価価値にもとづいて減価償却計算が実施されていたこと。3) 固定フォンドの科学的分類のうえで設定された償却率ではなかったこと。そこで論争の過程では、1) 技術的進歩に応じた道徳的磨滅を十分にとりいれた固定フォンドの新しい耐用年数の決定とそれにもとづく新しい減価償却率の設定に関する問題、2) 固定フォンドの総棚卸しと時価による評価替えの実施に関する問題、3) 固定フォンドの科学的基礎をもった新しい分類に関する問題、という相互に関連した諸問題が論議されたのである。その結果、固定フォンドの統一再評価の実施(国有企業にとっては1960年1月1日に、コルホーズにとっては1962年1月1日にそれぞれ実施された)と減価償却計算のための固定フォンドの新しい種類・グループ別の分類の確立がなされ、それにもとづいた1963年の新償却率の設定をもって、減価償却論争は決着したのである。なお、ソビエトにおけるこの減価償却論争の詳細な内容については、拙著「ソビエト減価償却論争」(1968年)を参照していただきたい。
- (3) Е. Либерман, План, прибыль, премия. 《Правда》 9 сентября 1962.
- (4) Об улучшении управления промышленностью, совершенствовании планирования и усилении экономического стимулирования промышленного производства. 《Правда》 28 сентября 1965.
- (5) いわゆる「利潤論争」が開始されるにさきだつて展開された論争は、減価償却論争のほか、労働生産性の概念と指標、価値法則の利用と価格形成の基準、差額地代、投資効率の測定方法、再生産表式と国民経済バランス論、経済学と計画化における数学利用などについての諸論争である。そしてこれらの論争は、たとえばそれぞれのテーマで独自性をたもちつつ論議されていたとはいえ、今日の段階からみれば、大筋において現在ソビエトで移行しつつある「新経済制度」をささえる種々の理論的命題をめぐつての論争であり、「利潤方式」の実施のための理論的地均しであったといえよう。
- (6) А. Митрофанов, Капитальные вложения и реновация основных фондов. 《Плановое хозяйство》 No. 6, 1967. стр. 39.
- (7) В. Ситнин, Хозяйственная реформа и пересмотр оптовых цен на промышленную продукцию. 《Коммунист》 No. 14, 1966. стр. 45.

II

「新経済制度」とは、すでにわが国においても広範に知られているように、1) 国有企業の自主性の拡大、2) 企業活動の効率指標としての利潤額および利潤率の重視、3) 利潤を財源とする3種類の企業基金——物質的奨励基金、社会文化・住宅建設基金、生産発展基金——の創設、4) 生産フォンドの有償化——フォンド使用料や定額納付金の設定、銀行信用の拡充、5) 企業間の直接的契約制の強化、6) いわゆる「経済的に根拠のある価格形成」への移行などの諸点を内容とするものであるといわれている。上記の諸点をはじめとして、「新経済制度」の内容をここで全面的に考察することはで

第1図 「新経済制度」への移行のための準備



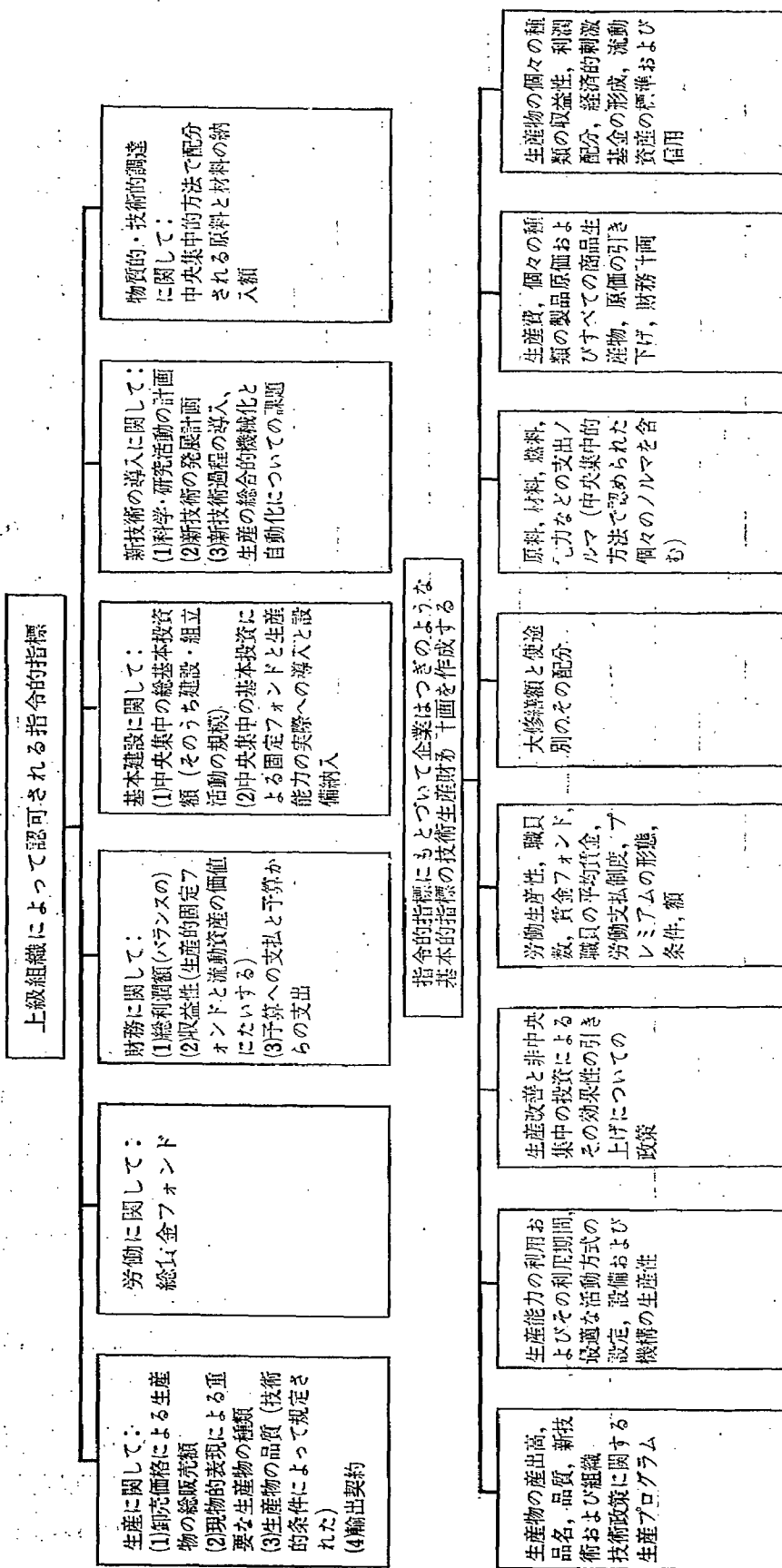
きないが、「新経済制度」への移行のためには個々の部門の業務内容を第1図のように改善しなければならないこと、また、新制度のもとで重視されるようになった生産の計画化指標と生産・経済活動の評価は第2図のごとくであること、さらに、新しい条件のもとでの利潤の配分は第3図のようになることを指摘しておくことにとどめよう。

さて、「新経済制度」への移行にさいして、「物質的奨励基金」《Фонд материального поощрения》、「社会文化政策基金」《Фонд Социально-культурных мероприятий》および「生産発展基金」《фонд развития производства》が、新たに創設されることになったが、減価償却制度と直接関連するところの基金は「生産発展基金」であるので、そこでつぎにこの基金について概観しよう。

最近公表された訓令によると、「生産発展基金は、計画化と経済的刺激の新制度へ移行した独立採算制に立脚し、独自のバランス

と銀行決済勘定を所有している国有工業企業で形成される」のであり、「生産発展基金の資金は新技

第2図 生産の計画化指標および生産・経済活動の評価



術の導入についての基本投資融資、機械化と自動化、設備の近代化、固定ファンドの更新、運送手段の獲得、生産と労働の組織改善(そのうち、労働現場の組織化とサービス、労働過程の組織化と労働の標準化、好労働条件の確保、技術労働者と勤務員の労働の改善など)のために、また、新製品を馴化するために利用される生産発展についてのその他の投資、労働生産性の向上、原価の引き下げ、生産物の品質の改善、生産の収益性の向上、日常生活品の生産の組織化のために蓄積される」と規定されている。こうして、生産発展基金は新制度へ移行した国有工業企業で創設されることになり、その資金は新技術導入の投資のための融資、固定ファンドの更新、設備の近代化などに利用されることになったのである。こうした目的をもった生産発展基金は、1) 利潤の一部、2) 減価償却控除の一部、3) 余剰機械・設備の転売からの収入と

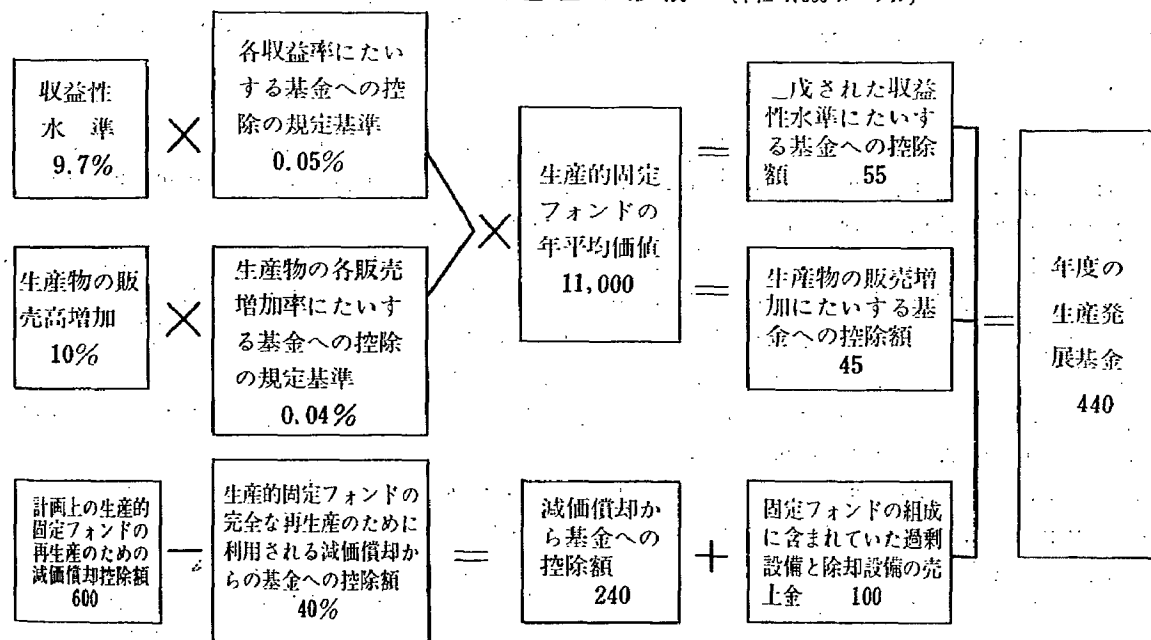
第3図 「新経済制度」のもとでの利潤配分
新しい条件のもとでの計画 (単位 1,000 ルーブル)

バランスの利潤	3,200
固定ファンド使用料 (11,000 ルーブル, 5%)	550
流動ファンド使用料 (10,000 ルーブル, 5%)	500
ファンド総使用料	1,050
銀行信用にたいする利息支払	100
刺激基金にたいする控除	1,150
内訳:	
物質的奨励基金	850
社会文化政策基金	200
生産発展基金	100
自己流動資産の増加	500
住宅・公益経営の損失支弁	100
工場クラブおよびピョネール教育設備の損失支弁	50
上級組織への納入金	100
未配分利潤残高の国庫への納入金	150

いう3つの財源から形成されるのである。すなわち、訓令では「生産発展基金は、生産的固定ファンドの完全な再生のために利用される減価償却控除の一部分、企業の利潤の一部分、撤去財産および固定ファンドの組成に算入されている過剰財産からの収入（その撤去に関する費用を差し引いた収入）から形成される」と規定されている（第4図参照）。

ここに、「新経済制度」のもとでは、更新用減価償却控除基金の一部は生産発展基金へくみいれられることになったのである。そこで、減価償却から生産発展

第4図 生産発展基金の形成 (単位 1,000 ルーブル)



基金への控除の基準が問題となる。この点について、訓令ではつぎのように説明している。固定ファンドの完全な再生のために予定されている減価償却から生産発展基金への控除基準は、ソ連邦の省と管轄庁、ソ連邦 Gosplan 連邦共和国の省およびソ連邦財務省によって設定される。生産発展基金へむけられる減価償却控除の基準は、部門（部局）、企業グループおよび個々の企業別に設定される。さらに、必要な場合には、固定ファンドの完全な再生のために予定された減価償却から生産発展基金への控除基準は企業グループ別または個々の企業別に差別化（増加させたり減少させたり）することができるが、そのさい、規定の額に比較して固定ファンド組成中の機械・設備の比重とその技術状態を考慮しつつ50%までの範囲において差別化される。つぎに、個々の企業の段階においては、生産発展基

金への減価償却からの控除額は、1) 企業のために設定された基準(%)と、2) 財務計画によって予定された固定ファンドの完全な再生のために利用される減価償却控除額とにもとづいて決定される。⁽⁹⁾そして、減価償却控除の一部分の生産発展基金への導入は、規定の率で固定ファンドの完全な再生のために利用される減価償却の計算と同時に実施される。撤去財産および固定ファンドの組成に算入されている過剰財産の売却からの収入は、設備の解体および建物・構築物の取壊しからえた資材を借記し——その撤去に関する費用を差し引き——上記財産からの資金の獲得に応じて、生産発展基金へ算入される。⁽¹⁰⁾

なお、生産発展基金の資金の計算は、簿記計算では「特別基金」《Специальные фонды》勘定で表示される。この場合、生産発展基金へくみいれられる金額はつぎの勘定と関連する。すなわち、形成源泉が利潤であるところの生産発展基金への部分は「抽象財産」《Отвлеченные средства》勘定と関連し、生産発展基金の財源となる減価償却控除の部分は投資にむけられる「減価償却基金」《Амортизационный фонд》勘定と関連し、撤去財産と過剰財産(固定ファンド)の転売からの収入は「定款基金」《Уставный фонд》勘定と関連するのである。⁽¹¹⁾

以上みてきたことからあきらかなごとく、固定ファンドの完全な再生(更新)のための減価償却控除基金の一部は(全部ではない)、「新経済制度」のもとでは生産発展基金にくみいれられることになったのである。

(1) 宮鍋 幟「ソ連の経済改革とファンド有償制」経済研究 第19巻第1号 31頁参照。

(2) Показатели по переводу предприятий на новую систему планирования и экономического стимулирования. (Комплект 9 плакатов) 1967. схема 1, 2, 3.

(3) 1965年10月4日付のソ連邦共産党中央委員会総会とソ連邦閣僚会議の決議にしたがって、ソ連邦財務省、ソ連邦 Gosplan およびソ連邦 Gosbank は、計画化と経済的刺激的新しい制度へ移行した企業の生産発展基金の資金の形成と利用の方法に関する訓令を、最近認可した。この訓令の全文は、「経済新聞」に発表されているので、それを資料として生産発展基金と減価償却制度との関係について試みることにしたい。

Фонд развития производства. Порядок его образования и использования. 《Экономическая газета》 июнь 1967. No. 26, стр. 23~26.

(4) Там же, 《Экономическая газета》 No. 26, 1967. стр. 23. 訓令第1項。

(5) Там же, 《Экономическая газета》 No. 26, 1967. стр. 23. 訓令第2項。さらにまた、企業では設備の取替えと設置に関する活動、新技術の導入費のための銀行貸付金の返済、生産の技術的改善費、日常生活品の生産増加とその品質改善などのために、生産発展基金の資金は利用されると付加規定されている。

(6) Там же, 《Экономическая газета》 No. 26, 1967. стр. 23. 訓令第3項。本稿では減価償却制度との関連で生産発展基金を概観するのがさしあたっての目的であるので、企業の利潤の一部がどのようにして生産発展基金へくみいれられるかについては考察を省略する。

第4図は、Показатели по переводу предприятий на новую систему планирования и экономического стимулирования. (Комплект 9 плакатов) 1967. схема 9. からの引用である。この原文では схема 8 とあるがそれは9の誤植と思われる。

(7) Там же, 《Экономическая газета》 No. 26, 1967. стр. 23~24. 訓令第4項。生産発展基金へむけられる減価償却控除の基準は、全連邦および連邦共和国の省と管轄庁に所属する企業については、ソ連邦の各々の省と管轄庁によって設定され、共和国と地方に所属する企業については、連邦共和国の省と管轄庁によって、また、自治ソビエト社会主義共和国閣僚会議と州(地区)執行委員会によって設定される。

(8) 訓令第4項。

- (9) Там же, «Экономическая газета» No. 26, 1967. стр. 24. 訓令第5項。
- (10) Там же, «Экономическая газета» No. 26, 1967. стр. 26. 訓令第30項。
- (11) Там же, «Экономическая газета» No. 26, 1967. стр. 26. 訓令第38項。

III

ソビエトでは、「新経済制度」への移行に応じてそのための種々の法制的整備がなされているが、その一つに1965年10月4日に承認された「社会主義国有生産企業規程」なるものがある。この規程の第13条には減価償却控除を規定している。それによると、「固定フォンドの更新のための減価償却控除は、現行法規にしたがって基本投資の財源にまわされる」と明記されている。この条文によって、企業が更新用償却控除の一部を掌管し企業の責任で固定フォンドを更新するために利用できるようになったのである。そして、企業が掌管するようになった更新用償却控除の額は、すでにみた生産発展基金についての訓令からもわかるように、固定フォンドの組成中における機械・設備の価値の比重とその技術的狀態を考慮しながら規定された基準と全体としての更新用償却基金額をもとにして決定されることになる。現在、更新用償却控除額の30~50%が生産発展基金へくみいれられて個々の企業によって掌管されているといわれる。こうして、「新経済制度」のもとでは固定フォンドの更新用償却控除の一部は、個々の企業によって掌管されることになったのである。

これまでは、個々の企業によって控除された固定フォンドの更新用償却資金は、工業銀行を通じて全社会の手に集中された。そして、国家の責任においてこの資金は全社会的な規模で計画的に利用されたのである。よって、この減価償却資金は「国民経済の財政計画の一構成要素であり、その規模の正確な決定は基本建設計画にとって大きな意義をもっている」といわれていたのである。

だが、ソビエト減価償却論争の過程において、更新用償却資金を個々の企業の管轄下におくべきか、それとも、全社会の手に集中させて国家の管轄下におくべきか、という問題も争点の一つとなった。ペルヴーヒン《А. Первухин》、ダドノフ《А. Додонов》、ザバタリアン《М. Завалищин》、ショオル《А. Шор》らは前者のこれまでの見解を主張し、ブーニチ《П. Бунич》をはじめとする多くの論者は後者の新しい見解を強調したのである。

たとえば、ペルヴーヒンは、新しい設備の獲得のために利用できる資金の一定額を蓄積するためには時間が必要であるし、また、個々の企業においては設備を毎年更新する必要はないから、減価償却資金を国家の管轄下にしないとその資金は利用されず、拡大再生産のために役立たなくなるので、減価償却による固定フォンドの再生産を個々の企業に委譲することは固定フォンドの再生産を早めることはなくむしろおくらせることになる、と主張し、これまでの考え方に賛成する。また、ダドノフは、社会主義のもとでは資本主義の場合と異なって、更新のために利用される減価償却控除は全社会の手に集中されることによって、その資金を全国的な投資計画に応じて完全に正しく利用することができるのである、と主張し、だから、「このような提案〔更新用償却控除資金を個々の企業の管轄下へ委譲することの提案——森〕を採用することは、減価償却控除を分散させ、その利用においてせまい範

圈内での活気をもたらすことになる。そして、このことは国家利益になによりも投資源泉に損失をもたらす」とダドノフはいうのである。さらに、ザンパアリオンとショールはつぎのように主張している。固定ファンドの更新のために利用される減価償却控除を従来と同様に国家の手に集中させる方法は、「投資の中央集権的計画という現在の原則に完全に一致する。したがって、その方法は将来においても維持されねばならない」と。

こうした従来の更新用償却資金の中央集権的管理政策に賛成する論者にたいして、更新用償却資金の企業留保政策を支持する論者はつぎのように強調する。

たとえば、減価償却論争において指導的役割を果たしてきたブーニチ《П. Бунич》はいう。「減価償却控除のこれまでの配分原則を維持することは、企業での投資財源の不断の確実性を殺してしまい、基本建設のより効果的な計画化における企業の積極性を低下させ、投資の中央集権的基金との関係で居候的気分を生ぜしめ、また、減価償却金額の完全なそして適時な計算を刺激しないことになる。」よって、個々の企業がその「自主性」を拡大していく今後の過程では、更新用償却資金のすべてをあるいは大部分を個々の企業の管轄下に委譲することを強調するのである。

減価償却論争の結果は、このブーニチの見解が多数派となるにいたったのである。つまり、個々の企業にたいして減価償却をつうじて技術的進歩に強い関心をもたせ、個々の企業が労働手段の技術的改善・近代化にたいして自主的に考慮しようという見解が多くの論者達によって認められたのである。

減価償却論争が一応の終結をみた1963年頃においては、こうした更新用償却資金の企業留保という考え方が支配的見解となりつつあったが、いまだその具体化・制度化は実施されてはいなかったのである。しかるに、「新経済制度」への移行にさいして、すでに理論的には地均しされていた更新資金の個々の企業への委譲が、たとえ現在のところ更新資金の一部ではあるにせよ、ただちに制度化されることになった。

(1) Положение о социалистическом государственном производственном предприятии. «Экономическая газета» октябрь 1965. No. 42, стр. 25~29.

(2) Там же, «Экономическая газета» No. 42, 1965. стр. 25. 規程第13条の全文はつぎのごとくである。「企業は、大修繕と固定ファンドの完全な再生産のための減価償却控除をおこなう。大修繕のために利用される減価償却控除は企業の有目的ファンドを形成する。それは、企業によって大修繕にも、また固定ファンドの近代化にも、またこれら作業の遂行のための部品と組部品の入手と磨損した部品と組部品の取替えにも支出される。それが経済的に目的にかなっている場合には、企業は大修繕のかわりに大修繕のための減価償却控除を財源として新設備を取得できる。大修繕のための減価償却控除資金を最も合理的に利用する目的で、企業は、大修繕実施のための自己資金が不足している企業を援助する予備財源をつくるため、これら控除総額の10%以下を上部機関に引渡す。固定ファンドの更新のための減価償却控除は、現行法規にしたがって基本投資の財源にまわされる。」

(3) Н. Коновалова, Амортизация и обновление основных фондов. «Финансы СССР» No. 10, 1966. стр. 40. なお、コノパロパはこの論文で、更新用償却基金から生産発展基金へのくみいれの基準は、固定ファンドの組成中における機械・設備の価値の比重を基礎にすべきでなく、更新のための減価償却総額中の設備償却部分の比重を基礎にすべきである、と提案している(Там же, стр. 40~41.)。

(4) 更新用償却控除の一部は個々の企業によって掌管されることになったが、その残りの部分はこれまでどお

り全社会の手に集中される。なお、大修理用償却控除は個々の企業で掌管される点は従来どおりである。よって現在では図のごとくなる。

(5) П. А. Хромов, Амортизация в промышленности СССР. 1939. стр. 34.

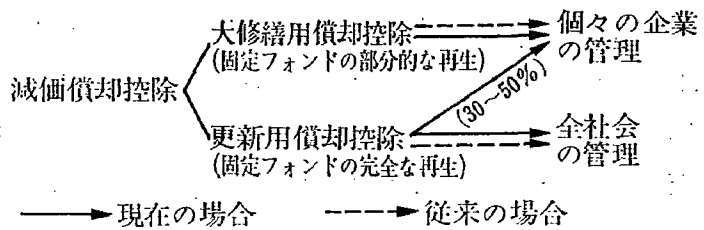
(6) Обзор статей и писем, поступивших в редакцию в связи с дискуссией по вопросам амортизации. «Вопросы экономики» No. 8, 1959. стр. 105.

(7) А. Додонов, К вопросу об основных фондах социалистической промышленности. «Вестник статистики» No. 5, 1963. стр. 97.

なお、ダドノフはこの論文で、工業の総投資財源のうちで更新用償却資金の比重は約20%をしめており、その比重はますます増加する、と当時説明していた(Там же, стр. 97.)。

(8) М. Завалищнн, А. Шор, О новом порядке планирования и использования амортизационных отчислений. «Плановое хозяйство» No. 6, 1962. стр. 73.

(9) П. Г. Бунич, Основные фонды социалистической промышленности. 1960. стр. 97.



IV

更新資金の個々の企業への委譲がなされることによって、「新しい活動条件のもとでは減価償却は生産発展基金の形成において主要な役割を果すことになる」のである。そして、生産発展基金へ控除されて蓄積された更新資金は、すでにみたようにこの基金の目的のために、たとえば、新技術導入のための基本投資融資、機械化と自動化、設備の近代化、固定フォンドの更新などのために、利用されることになるのである。

しかるに1930年代に確立をみたソビエトでのこれまでの減価償却についての定説では、社会主義減価償却制度の最大の優越点は更新用償却控除資金を全社会的に集中管理され利用されるという点にある、と強調されていたのである。つまりつぎのように理解されていた。そもそも、減価償却計算の対象となる固定フォンドは全社会的所有に属するものである。固定フォンドはすべての債権・債務のそとにたち売買されることも禁止されている。また、他企業への一部の固定フォンドの譲渡も国家の上級機関の許可を必要としていた。もとより、これらのことは生産手段の社会的所有にもとづく社会主義生産関係を反映したものであるが、固定フォンドのこうした特長からして固定フォンドの減価償却と更新において、資本主義生産関係のもとではとうてい実現できないところの更新償却基金を全社会の手に集中管理する方法がとられることになる。社会主義社会では、個々の企業の固定フォンドはもっとも厳密な意味で全社会の財産であるし、個々の企業と全社会は対立するものでない。よって、更新償却基金を工業銀行をつうじて国家の手に集中し、国家がこの資金を全社会的規模で計画的に利用できるのである。そしてこのことによって、高度のテンポの社会主義拡大再生産を確保できるのである。このようにして、更新用償却基金を全社会的に掌管することが社会主義減価償却制度の優越点として理解されていたのである。しかし、この優越点は、「新経済制度」への移行によって、更新用償却控除の一部が個々の企業へ委譲されることになって、部分的に崩れつつあるのである。そこで、い

くつかの問題点がでてくる。

「新経済制度」のもとでは、利潤の一部と更新用償却控除基金の一部などからなる生産発展基金をもって、個々の企業は技術的改善と設備・機械の拡張をおしすすめなければならない。個々の企業が自己の企業の技術的進歩にたいして自主的に責任をもち、生産発展基金を利用して設備投資をすることになる。ここでこの場合、個々の企業が、希望する時期に、必要とする量の、需要に適した性質の設備・機械を、国家が供給できるように保障されていなければならない。つまり、個々の企業の新設備投資計画と全社会の技術再建計画との調和がなければならないであろう。この2つの計画をどのように一致させるのであろうか。この点について、ソビエトでは新しい提案が若干みられる。

まず考えられることは、個々の企業の設備・機械の需要申告制と全社会の設備・機械の供給分配制の機構を整備し確立することで解決するという提案である。この提案のなかには、設備・機械の需要供給の一致は今日広範に普及しつつある高性能の電子計算機の利用によってさらに確実になる、という側面も含まれているのである。

つぎに、生産発展基金の主要な源泉は減価償却控除であるが、その基金の資金は上述したごとくいろいろな目的のために利用されるが、特別用途をもっている減価償却控除の特性をそれによって奪ってはならない、という提案である。この考えから、生産発展基金へくみ入れられた減価償却控除の資金部分は原則として、物理的に磨損したあるいは道徳的に陳腐化した労働手段の取替えのためにのみ利用することを訓令で規定する必要がある、というのである。こうして、生産発展基金からの資金の利用に一定の枠を設定し、その枠をあらかじめ計画化すれば全社会の計画と個々の企業の計画とを一致させることができる、と提案するのである。

さらに、投資と固定フォンドの更新についての諸要因を計画化して、個々の企業の新設備投資計画と全社会の技術再建計画との一致をはかる、という提案もある。

以上の諸提案は別に新しい考え方ではなく、更新用償却資金が国家によって中央集権的に掌管され計画的に支出される場合においても、これら提案は——多分に上からの官僚的事務的な実施という弊害があったとはいえ——実施されていた、ということに注意しなくてはならない。そこで、これらの提案が、個々の企業の自主性を配慮したうえで、実施され、個々の企業の新設備投資計画と全社会の技術再建計画との一致が可能であるとしても、利潤の一部と更新用減価償却基金の一部を個々の企業の手へのこし、その資金によって個々の企業が技術的改善と設備の拡張をしていこうとする考え方は、社会主義国民経済の一層のバランスのとれた発展のもとで生産力の高度のテンポと発展にとって適切な見解であるか、という事柄については問題がのこる。

たしかに、「新経済制度」のもとでは、投資は個々の企業によって「経済的」であるかどうかを基準にして実施される。そうになると、部分的には生産力を向上させるのに効果をもたらすにしても、社会主義国民経済全体のバランスのとれた発展——純経済的見地だけでなく政治的・文化的見地や国防的見地をも含んだ発展——は困難になる可能性がある。また、更新用償却基金を全社会によって計画的に利用され、拡大再生産のために支出されていたから、社会主義的拡大再生産を高度のテンポにす

ることもできたのが、「新経済制度」のもとでは不可能になってくる恐れがある。さらに、個々の企業が更新資金を責任もって管理・利用することによって、個々の企業に技術的進歩、設備の更新、修繕および合理的利用・保全の強い関心をもたせることになるという。この点についても、たしかにそれは関心をたかめるかもしれないが、ただそうした制度の変更のみでは問題は解決しない。設備や機械などはそもそも全社会の財産であるという社会主義財産にたいする神聖な意識の向上、品質改善のための運動、発見発明のための運動などが大衆運動として労働者の間に展開されることが一方になくしてはならないであろう。

「新経済制度」のもとでは個々の企業の自主性は一段と拡大していく。そうした環境の中で更新資金を個々の企業にのこし、投資を企業の判断で実施される、という志向にそった減価償却政策がすすめられつつある。このような減価償却政策からとりあえず指摘しうる問題点は以上のごとくである。

- (1) Г. Бурштейн, К вопросу о потонной ставке амортизации. «Вестник статистики» No. 4, 1967. стр. 77.
- (2) 大修繕用償却控除資金は、これまでも、個々の企業の掌管となっていた。だがたとえ、個々の企業の管轄下に大修繕用資金がおかれていたとしても、その資金を積立てている国立銀行の勘定を通して資金の利用を厳格に統制・監査することができた、ことも忘れてはならない。
- (3) 1955年には、この許可制は廃止され、企業長の権限で譲渡できることになった。См. Об изменении порядка перераспределения и реализации излишних, неиспользуемых материалов, оборудования, транспортных средств и других материальных ценностей. (1955年5月14日付ソ連邦閣僚会議決定)。О расширении прав директоров предприятий. (1955年8月9日付ソ連邦閣僚会議決定)。
- (4) この点について副島種典教授はつぎのようにいわれる。「減価償却の正しい実行によって得られる貨幣準備金が全社会によって計画的に利用され、拡大再生産のために支出される点にこそ大きな重要性がある。蓄積を源泉とする拡大再生産のほか、社会的に集中された減価償却基金を計画的に拡大再生産のために支出できることは、社会主義的拡大再生産を資本主義のもとでの拡大再生産よりもずっと急速なものとさせる一つの大きな要因であろう。」副島種典著「社会主義経済学」1958年 150頁。
- (5) 望月喜市著「計画経済と社会主義企業」1967年 第3章「国民経済の計画制度」参照。
- (6) Н. Коновалова, Амортизация и обновление основных фондов. «Финансы СССР» No. 10, 1966. стр. 40.
- (7) А. Митрофанов, Капитальные вложения и реновация основных фондов. «Плановое хозяйство» No. 6, 1967. стр. 37~46.
- (8) この点について副島種典教授はつぎのようにいわれる。「ソ連邦では『新しい利潤方式』のもとで、利潤のより多くの部分が個々の企業の手へのこされ、企業はとくにその資金によって技術的改善と設備の拡張をおこなうことを奨励されることとなった。また新建設にさいして国家予算から『融資』がなされるばあい、従来は『無償制』であったのにたいして、今後は『長期信用供与制度』が採用されることになった。こういう条件のもとでは、『投資』は、個々の企業、その企業の『労働者集団』——じつはその企業の経営責任者グループ——にとって『経済的』により有利であるかどうかということを基準におこなわれざるをえない。そうすると、たしかに、部分的には生産力の向上という面でいくらかの効果をあげるとしても、社会主義国民経済全体のいっそうバランスのとれた発展、たとえば、近代的大規模工場のあげる大きな収益をひきあてにしての、中小規模工場の古い設備の更新や遅れた地方工業の開発などは、きわめて困難になる恐れがあるろう。」副島種典著「社会主義経済の諸問題」1967年 134~135頁。
- (9) 制度変革と思想改造とをたくみに結合した模範とすべき考え方は、いわゆる「金日成テーゼ」とよばれているテーゼのなかにもみることができる。金日成「わが国における社会主義的農村問題にかんするテーゼ」(朝鮮にかんする研究資料 第12集 朝鮮大学校)を参照。

V

以上の指摘した問題点は、ソビエトにおいて今後一層研究されていくことと思われる。そして、その研究の過程では、更新償却基金の企業への留保を積極的に支持し、それを一層理論的に精緻化し現実に制度化しようとする論者のグループと、更新償却基金の全社会的な掌管を主張し、前者の新しい見解に疑問を投げかけて反対を唱えようとする論者のグループとの理論的闘争がおこることと考えられる。現在のところでは、更新償却基金の一部のみが個々の企業の管轄下におかれ、残りの部分は従来通り全社会の手に集中され管理されている。また、更新資金の企業への留保を主張する見解は支配的見解とされ多数派ではあるが、その主張する理論がそっくりそのまま実践過程で制度化されていない。さらに、更新資金の全社会への集中を主張する見解は少数派ではあるが、その主張が完全に無視されているわけでない。現状のソビエト学界は、こうした2つのグループの見解が同時に存在しているのであり、すこぶる二面的・動揺的な状態にあるといえる。

このような状態にあっては、そもそも社会主義とは何かという基本的問題にたちかえりつつ、マルクス、エンゲルスそしてレーニンの命題を基礎に、それぞれの国の実情と特殊性とを考慮した、一層科学的・自主的な研究が、ますます重要になってくるであろう。

(1968年4月)